

人第73号
令和2年（2020年）5月26日

各県有施設所管課長 様

人事課長

今後の県有集客・集会施設等の取扱いについて（通知）

「熊本県新型コロナウイルス地域区分」が、令和2年5月26日に「感染未確認地域」へ引き下げられ、人数が限られるリスクの低い催物・イベントについては、参加及び開催が可能となっています。

これに合わせ、「緊急事態宣言の継続を踏まえた県有集客・集会施設等の取扱いについて」（令和2年5月5日付け人第43号人事課長通知）は廃止しますので、お知らせします。

今後の各施設の運営については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日変更）で示された「イベント開催制限の段階的緩和の目安」（別添資料参照）に基づき、各施設所管課において適切な感染防止策を講じた上で、対応いただきますようお願いいたします。

なお、指定管理者制を導入する施設においては、各施設所管課と指定管理者とで十分な連携を図り、対応いただきますよう併せてお願いいたします。

【問合せ先】

人事課組織班

井戸、前田（内線 3046、3045）